

岡山県介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、岡山県地域医療介護総合確保基金を活用して行う介護従事者の確保に関する事業のうち、新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業について、補助金交付対象者（以下「補助事業者」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知、老発0912第1号厚生労働省老健局長通知及び保発0912第2号厚生労働省保険局長通知）及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この補助金は、「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について（令和3年4月8日老発0408第1号厚生労働省老健局長通知）」の別紙「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）」に基づき、介護サービス事業所・施設等（以下「介護事業所等」という。）が実施する介護事業所等における感染防止対策支援事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。

(交付額の算定)

第3条 この補助金の交付額は、次の表の第2欄に定める基準単価と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 対象	2 基準単価	3 対象経費	4 補助率
実施要綱別添4に定める介護事業所等	実施要綱別添4に定める額	実施要綱別添4に定める経費	10/10

2 前項の規定にかかわらず、岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第9条に基づき、次の各号に掲げる団体等が運営する介護事業所等は、補助の対象としない。

- (1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）である者

- (2) 役員等が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- (3) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与している者

（補助金の対象としない経費）

第4条 介護報酬又は他の国庫補助金等で措置されている経費については補助金の対象としないものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助事業完了後に、補助金申請書兼実績報告書（様式1から様式3）を、令和4年2月28日までに知事に提出するものとする。

（交付決定及び補助金額の確定等）

第6条 知事は、補助金申請書兼実績報告書を受理したときは、規則第5条及び第14条に基づきその内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定の上、補助金額を確定し、通知するとともに、補助金を支払うものとする。

（申請の取下げ期限）

第7条 補助金の交付の申請をした者は、規則第8条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた日から起算して30日以内に申請の取下げをすることができる。

（交付の条件）

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金の消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、その額を遅滞なく、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式4）により、令和5年6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (3) 補助事業者は、前項の規程にかかわらず、この補助金の申請時に消費税等の申告について仕入控除税額が0円である旨を申請している場合（消費税等の申告に

より補助金の消費税等に係る仕入控除税額があることが確定した場合を除く。)は、同項の規定による報告等を要しない。

(4) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の完了後5年間保管しておかなければならない。

(5) 知事は、補助事業者が前4項の条件に違反した場合、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月22日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。